

税の申告が始まります

2月16日(木)～3月15日(水)

■申告相談会場・相談日

会場	曜日	相談時間
佐原税務署 ☎(54)1331 ※音声案内に続き「2」を押してください	月～金	9時～17時
市役所 5階大会議室 ☎(50)1242	月～金	◇午前の部 8時30分～正午 (受付は11時30分まで) ※混雑状況で、午後の受付に回って いただく場合があります ※正午から13時までは受領のみ
小見川市民センター「いぶき館」 3階304研修室 ☎(82)1114		
山田支所1階会議室 ☎(78)2113	月・水・金 ※2/16は実施	◇午後の部 13時～17時 (受付は16時30分まで)
栗源市民センター「さつき館」 2階201研修室 ☎(75)2113	火・木 ※3/15は実施	

税務署での申告

- ①平成28年分、平成28年分以外の確定申告
- ②申告期間前の還付申告、期限後の申告
- ③修正申告、更正の請求
- ④青色申告、消費税申告、株式や土地建物の譲渡による収入がある人の申告
- ⑤作成済みの申告書受付

市役所・各会場での申告

- ◇平成28年分の確定申告(左記②③④を除く)
- ◇作成済みの申告書受付
- ◇市県民税の申告(確定申告をする人は不要)

■日時 2月26日(日) 8時30分～17時
■場所 市役所・小見川市民センター
※山田・栗源会場では実施しません

休日申告
相談

住民税(市・県民税)、所得税の申告受付を行います。期限が近づくと窓口が大変混雑しますのでなるべく早く済ませてください。

申告に必要なもの

- 印鑑(朱肉をつけるもの)
- 本人確認書類 マイナンバーカードなど(下表参照)
- 収入がわかるもの
- ◇給与や年金の源泉徴収票(原本)
- ◇農業や事業収入は、売上額や仕入れ額、経費などを集計した資料

- 控除するものがわかるもの
- ◇国民年金の支払い証明書、生命保険・個人年金・地震保険などの控除証明書など(すべて原本)
- ◇国民健康保険税、介護保険料などの支払い額がわかるもの(納付書や通帳など)
- ※年金の源泉徴収票に記載されている場合があります

- ◇医療費控除は、医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの(あらかじめ集計し、領収書は原本)
- 申告者の口座がわかるもの
- 前年の申告書や収支内訳書などの控え

還付申告する人

申告期間中は各会場が大変

本人確認書類の例

マイナンバーカードを持っている場合



カード1枚で番号確認と身元確認ができます。

マイナンバーカード

マイナンバーカードを持っていない場合



通知カード



身元が確認できるもの

通知カードなどマイナンバーが記載されたものと、運転免許証やパスポート、公的医療保険の被保険者証など身元確認ができるものがが必要です。
◇被扶養者、事業専従者の控除を受ける場合は、マイナンバーを確認できる書類が必要
◇国外に居住している親族の扶養控除の適用を受ける場合は、戸籍などの親族関係書類および生活費などの送金関係書類が必要

譲渡所得があった人

株式の譲渡により申告が必要な人や、平成28年中に土地・建物などを譲渡または交換した人は、譲渡所得の申告が必要です。佐原税務署で申告してください。

便利な「e-Tax」を

国税庁の電子申告・納税システム「e-Tax」を使えば、所得税・消費税の申告書や青色申告決算書などが自動計算で作成されます。作成した申告書を印刷して、郵送などで

提出できます。

e-Taxなら

- ◇ホームページから送信
- ◇添付書類の提出省略
- ◇還付がスピーディー
- ◇電子証明書の取得とICカードリーダーライターが必要です

香取青色申告会無料相談

■日時・場所

- ◇2月21日(火)・22日(水) 9時30分～15時30分 小見川市民センター「いぶき館」302研修室
 - ◇3月8日(水)・9日(木) 9時30分～15時30分 佐原商工会議所3階第3会議室
- e-Taxの希望者は、2月10日(金)までに申し込み、本人確認書類を持参ください。
☎(54)5041

国税課
佐原税務署
☎(54)(50)
1331 1242

65歳からの肺炎予防

対象者は早めの接種を



☎健康づくり課 ☎(50)1235

市では、肺炎球菌による肺炎の発病および重症化を予防するため、定期接種対象者で接種を希望する人に2,000円の助成をしています。

今年度の定期接種の対象者は、3月31日までに65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人です(対象者には個別に通知しました)。助成対象期間は3月31日(金)までです。接種を希望する人は早めに市内の医療機関で接種をしてください。

65歳以上の人は、平成30年度までに1人1回、対象となる年度のみ定期接種の対象となります。

なお、過去に一度でも肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は、市の助成の対象外ですのでご注意ください。

自分のからだとの上手なつきあい方²⁰

毎日の生活の中で意識して体操を!

☎市民課 ☎(50)1228

寒い日が続いています。皆さん、身体が前かがみになってきていませんか。肩を大きく回して、顔を上げて、空を見上げ深呼吸をしてみましょう。ちょっと、すっきりしませんか。毎日の生活の中で、何かをしながら、ちょっと体を意識して動かす「ながら体操」をおすすめします。

例えば、朝、布団の中で両手足をより遠くに引っ張るように全身を伸ばしてから起きる。歯磨きをしながら洗面台を支えに立ち、つま先とかかとを交互に上げて下肢の体操をする。立っている時や座っている時にお尻を引き締め、お腹を意識し引っ込めて腹筋を鍛える。普段の生活の中で、背筋を伸ばし姿勢を整えることなどで、たくさんの体操ができます。

筋肉を意識して身体を鍛えるために、自分でアレンジした「ながら体操」を作り、楽しみながら体を動かし、寒い冬を乗り切りましょう。